

CAMP ONアンバサダー 会則

(名称)

第1条 この会はCAMPONアンバサダーと称する。

(事務所)

第2条 この会は事務所を持たず、主にオンライン上での活動を行う。

(目的)

第3条 この会は、キャンプ/アウトドア.JP (@camp.outdoor.jp) および、CAMP ONの活動を支援し、互いの繁栄に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第4条 会員は、前条の目的を達成するために、次の活動を“任意の頻度”で積極的に実施するものとする。

- (1) Instagram等投稿の際に、「#CAMPONアンバサダー」を付与する。
- (2) CAMPONへの書き込みを行う。
- (3) その他、運営の企画等に対する広報活動を行う。

※具体的には、別途「CAMP ONコンセプト」に記載する内容に共感頂き、目標に向かって会員それぞれが可能な範囲で任意のタイミング、頻度で取り組むこと。

(会員の呼称)

第5条 この会の会員を次のように呼称する。

- (1) キャンプ/アウトドア.JP 公式アンバサダー
- (2) @camp.outdoor.jp 公式アンバサダー
- (3) CAMPONアンバサダー

※いずれの呼称を用いるかは会員各自のSNS上での表記の有無も含め、任意とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者はCAMP ONアプリ内、「公式アンバサダー専用」グループに参加申請を行い管理者の参加承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会費は無料とする。

(退会)

第8条 会員は退会したい旨を管理人に伝え、任意に退会することができる。会員が各号のいずれかに該当するときは、管理人の判断で退会させることができる。

- (1) 他の会員や、運営に著しく不利益をもたらす発言、行動を行うもの。
- (2) 公序良俗に反する発言、行動があると認められるもの。

(役員)

第9条 この会に次の役員を置く。

- (1) 管理人 しんたろー(@shintaro.campon)
- (2) 副管理人 (不在)
- (3) 相談役 (不在)

上記に定める役員は必要に応じて管理人の判断で選出する。
管理人以外の役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第10条 各役員の仕事は下記の通りとする。

- (1) 管理人はこの会を代表し、全ての活動を統括する。
- (2) 副管理人は、管理人を補佐し、これが活動困難の時はその仕事を代行する。
- (3) 相談役は会の運営について助言し、補佐する。

(委任)

第11条 この会則に定めのない事項は、必要に応じて管理人と役員が別に定める。

附則

1 この会則は、2021年9月10日から施行する。